

らいいやという感じでは、私はいかんと思う。

行政全般について、やはり職員の資質の向上というものについて教育していかんなんと思うんですが、部長どうですか、これは。どう思います、その教育という部分では、職員の。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

職員の資質の向上については、終わりのない不断の努力が必要だと思っております。高めていくためには、日常業務における職員相互の研さんの部分もありますし、また庁外での専門的な研修、あるいは先進地を見たりというような外部での研修、両方の視点をあわせ持ちながら、日常、不断の努力を重ねていく必要があるというふうに思っております。それによって行政の効率、あるいは質を高めていくということが極めて重要だと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

高澤議員。

○19番（高澤 公君）

やはり日本の政府の方針も変わってきますね。これも骨太の方針なんつってて、その中に民間に委託できるものは委託しなさいという方向で動いていくわけだ。そういう社会の流れがある。それで、やっぱり流れは速いですから、それに対応できるような職員をつくらんなん。そこら辺十分視点を置いて、これから進めてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で高澤議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を11時05分といたします。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時05分 開議）

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

吉岡であります。よろしく願いをいたします。

通告書の順序で行います。

1、「市議会基本条例」その実践例としての（1）権現荘対応問題、（2）中学生いじめ対応問題、（3）姫川病院対応問題について。

本文のほうへ入りますが、「糸魚川市議会基本条例」の制定・公布・施行は平成28（2016）年9月21日でした。

前文と本文全23条、議会（議員）・行政（市長）ともに高い政治姿勢を共有し、実践を誓い合った行政執行を進めていく上での最高規範としてでした。

確認の意味を込め、改めてその内容を言わせていただきます。

まず、前文。

「市長と議会議員は、市民の選挙で選ばれる二元代表制の中で、互いの権限を尊重し、対等の立場で緊張感を保ちつつ、活発で質の高い議案審議を通じて、市民の多様な意見が的確に反映できるよう」

さらに、本文では。

「議会の活動原則」としての第4条。

「議会は、市民を代表する唯一の議決機関であることを常に自覚し、市長及び執行機関に対し、監視・分析・評価」

「市長及び議会の関係」としての第8条では。

「議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、行政事務の執行を監視し、評価を行う」

次に、「監視及び評価」としての第10条。

「議会は、市長等の事業の執行について監視及び評価を行う。議会は、予算の承認・決算の認定・監査の請求及び調査の実態を通じて、市民に市長等の執行についての評価を明らかにする。議会は、総合計画・重要な施策等について、その経過を検証し、評価する」

そして、最後、「提案理由」であります。その中では本条例の目指すところを確認しております。

「議会及び議員が、市民の負託に真摯に応える」ということで、実践例3点を挙げ、二元代表の一方である市長の姿勢・理念をお聞きします。

（1）権現荘対応問題。

平成29（2017）年3月16日本会議で可決された「発議第2号・柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める決議」の趣旨はこうなっております。

「登用した支配人のずさんな経理があったことは、管理・監督を徹底しなければならない行政の責任。議会からの監査請求に基づく監査の結果において、ひとえに行政の管理体制の甘さを指摘しており、市議会として重く受けとめるべき」このとき、私はこう述べました。

「市の公的機関・監査委員報告全7ページにわたって、不正・横領の疑い・破棄・癒着・廃棄・不適切・遺憾といった言葉が約90カ所。我々が苦勞し、つくり上げてきた『議会基本条例』の最中の出来事。そのことを、当の市長・行政当局はもちろん、議員・議会も熟慮して対応しなければならない」と。

(2) 中学生いじめ対応問題。

平成29（2017）年3月16日本会議で否決された「発議第3号・いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求める決議」の趣旨はこうなっております。

「市内中学校でいじめ重大事態が連続発生。『市いじめ問題専門委員会』では、中学校と運動クラブの指導方針の違いやあつれきにより、問題解決の糸口がつかめない状態・異常事態。よって、市長及び教育委員会は、今回報告された『市いじめ問題専門委員会』による調査結果報告書に基づき、提言を真摯に受けとめ、事態の早期解決と責任の明確化を」

このとき、私はこう述べました。

「せつかくの公的機関である『市いじめ問題専門委員会』の調査報告書全9ページ約300行のうち、8ページ約90行、中には2ページ丸ごと黒塗り、さすがに途中それなりに黒塗り部分が消されはしたが、それにしても『緊張感を保ち、監視し合うはずの二元代表』である議員・議会と市長・行政の実態がこれ。双方反省し合わなければならない。弱い者が泣く行政や教育にははいかん」

(3) 姫川病院対応。

平成19（2007）年6月4日、姫川病院破綻。これが、債権者（市民）側からの損失補償提訴へと続き、結果、平成25（2013）年3月26日の上告棄却で事実上の幕切れという形という経過がありました。

直後の4月18日付「債権者の会」からの新聞折り込みチラシではこう訴えています。

「医療過疎の中で、願いや期待を託してきましたが、それらをしっかり実践していくためには、行政や組織にお任せでなく、市民の参加と協働の力をより高めていくことが大切だと学びました」

そして、いま一つ、事実上の結審ともいえる高裁判決文の中にこうあります。

「原判決の次に、以下を加える」として、「地域医療の充実のため、病院の誘致などを計画し、最終的に医療生活協同組合立病院が開設されたという経緯があり、公的色彩の強い病院」と。

そこで、本論に戻りますが、「二元代表」の一方である市長には市長としての立場や都合があります。同じく「二元代表」の一方である議員には議員としての責務や理念があります。

それらが時にはぶつかり合い、それが互いの研さんと向上につながってこそそのさまざまな思いを持つ市民・住民から選んでいただいた「二元代表」。

市行政、それがどんな分野であれ、単なる事務処理・係数処理で終わらせてはなりません。むしろ、その根っこにある理念や責務への構えや取り組み姿勢をこそ、「市長」・「議員」双方がぶつけ合う比重を高め、重視することこそが「二元代表による行政」を進めていく要、第一歩。そのためこそ「議会基本条例」が成り立ったのです。成り立たせたのです。

以上の確信のもと、今回、私は具体的な事象・実践例の幾つかを挙げて市長の考え方そのものをお伺いさせていただきました。趣旨ご勘案の上、よろしく願いいたします。

2番目に、ごみ処理施設、そのあり方について。

平成29（2017）年5月17日付「環境新聞」は、特集面を組み、こう報じています。

「4月1日、武蔵野市に2代目の清掃工場『武蔵野クリーンセンター』（ストーカー方式、

120トン・1日60トン掛ける2)がオープン。発電能力2,650キロワット、隣接施設に熱を供給するほか、通常の蒸気タービン発電機に加え、都市ガスを使用するガスコージェネレーションを配備、災害時に通常の電力供給が停止しても市役所などに送電できる防災拠点としての機能を果たす」

「大きな市民参加の議論の末、稼働に至った。施設の整備用地から計画まで武蔵野方式、市民参加方式」

「市民参加の議論で、排ガス基準を全国で一番厳しいとされる東京23区清掃一部事務組合と同等の基準に設定」

「旧施設は、『隠す』イメージでデザインされていたが、新施設では開放的にして『見せる』ごみ処理施設にした。市民参加の議論で、地域住民だけの問題にせず、全市民がごみを出すことから、全市民の問題とし、全市民に知ってもらう施設づくりを」

「プラットフォームを地下化し、建物のコンパクト化、外観の全ての面が表に見えるように。見学者コースを一周すると、ごみ処理の流れがわかること、などを事業者選定の要求水準に盛り込み」これが環境新聞。

去る11月13日、市民厚生常任委員会で武蔵野クリーンセンターを視察。たまたま入手したのがこの新聞報道であります。

上越市のクリーンセンターもそうでしたけれども、さらにより明確に、徹底した「市民参加・生活者重視（特に一人一人の）」の目線・姿勢・実態には感銘しました。

ただ、ごみ処理場・施設対応となると、例えば耐震度、あるいは交付金だの補助金だのという対応など非常に特殊分野、あるいは専門分野が多いだけに市民サイドから、あるいは市民ペースといいましょか、そういうものから入り込みにくいという現実・実態があります。また、それだけに画一的行政ベース、あるいはこれはベースもあるんですが、そういった現実・実態があります。

現在進行形の本問題ではありますが、市行政はもちろん、議会ともに、こういった「根っこ」へ目を向けた行政を進めるような行政執行、配慮に留意すべきであると提起させていただくのですが、市長、私のこの基本姿勢を是と見るか否と見るか、あなたの基本姿勢をお示してください。

3番目に、ふえ続ける「ごみ出し困難」な人・家庭対応のあり方について。

「朝日新聞」は、平成29（2017）年9月19日付、同じく11月20日付で、こう報じています。

「高齢などのため自力でごみを出すのが困難になり、自治体の支援を受ける人がふえている。74自治体にアンケートなどで取材したところ、6割の自治体が支援に乗り出し、5万世帯以上が利用していた。『ごみ出し困難世帯』は、この10年間ほどで急増、予算上の問題などから支援の維持を懸念する自治体も」

「介護保険制度を使ってホームヘルパーにごみ出しをしてもらう人もいるが、早朝に来てもらうのが難しいことなどから独自支援をする自治体が目立つ」

「この10年間で支援自治体は1.6倍、利用世帯数は4倍以上増加」

「今回の取材では、『我が家で暮らし続けたい』と、不調を抱えながらもひとり暮らしをする多くの高齢者に出会いました。食料品は宅配などで買っても、日常的なごみ出しは『自治体や住民の支援がなければ、施設に入るしかない』という人もいました。ごみ出し困難世帯は今後もふえる見

込みです」

以上、高齢化だけを問題にしているのではない。ごみ出しだけを問題にしているのではない。誰もが「弱い立場」になる。誰もが「あすは我が身」の行政課題として対応して行こうではないか。それこそが「行政執行の根っこ」ではないか。

私の以上の考え・対応姿勢に対して、市長の考え・対応姿勢はいかがか、お伺いします。

なお、この朝日の記事は、私これ以上、追跡はしておりません。これだけの記事で申しありますが、主張させていただきました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

吉岡議員のご質問にお答えします。

1 番目の議会基本条例につきましては、これまでも答弁したとおり、議会と市民、議会と市長、その他の執行部機関との関係を明らかにし、市民の付託を真摯に応えるために議会の最高規範として制定されたものと理解をし、議員が掲げた実践例についてもそのように対応してまいります。

2 番目につきましては、次期ごみ処理施設の整備に当たり、3 2 年4 月の稼働に向けて、今後とも市民の皆様へ情報提供をするとともに、ごみリサイクル学習の拠点施設となるよう努めてまいります。

3 番目につきましては、地域住民の主体的な支えを育み、生活上の困難を抱える方々を包括的に支援する地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組んでまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20 番（吉岡静夫君）

順番があるいは逆になることもあろうかと思えますけれども、大きい3 項目、中の3 項目を適宜取り上げてご質問させていただきます。

ちょっと途中からになりますけれども、中学生のいじめ対応、これは1 の（2）になりますけれども、私、今改めてまたこの本題の前段というか、さっき言いましたけれども、これ今改めてこの場へ持ってきたんですけれども、あのときに、つまり糸魚川市いじめ問題専門委員会というのがある、これは公的な機関ですけれども、そこで出されたのが余りにも黒塗りが多過ぎるという、見てもとおり真っ黒々ですね、こういうもんだ。こういうものを公的にお願いをした市が、そして今度はそれを公的な場へ出すのに何でこういうものがすらすらとやれたのかというのが、しつこいよ

うだけれども、どうしてもこの議会基本条例を持ち出すまでもないんだけど、どうしてこういうものが出てくるんだろうかという。これは私、二元代表の一方が、一方に対して、しかも公的にお願いした機関がつくってるものを公的な議会という場へ出すときに真っ黒々であなた方の内部でそういうものを、おい、これでいいのか、まさに何も議会基本条例を見せびらかして、おい、どうだというつもりはないけれども、その辺について、どうしてこういうのが出てきたんだろうかと。改めてお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

報告書につきましては、第三者の専門委員会ということで市がお願いをして、聞き取りの上、まとめて、また提言も含めて報告をいただいたものであります。これは公開が原則と考えております。その公開の方法につきましては、もちろん個人情報もそうですが、その時々関係者の協議の状況などについても考慮していかなければいけないということから、公開の方法は、その時期、その方法を判断して、そのようにさせていただいたものでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

今の教育長の答弁というのは、似たような雰囲気でも前にも聞いたような気がするんだけど、私に言わせると、少なくとも私の主張には全く合っていない答弁のように思う。公開を前提として公表するのが当たり前で、しかも公的な立場でみなやってもらった中身が公開・公表の場である議会にこういった黒塗りのもので、それでいいというその感覚がね、根っここのところが私にはわからないんですよ。これは、俺がコピーしたものだけでも、こんなもんだ。これ市長だって、当然、市長なんだから見てる。そういうもので私は議会基本条例はこれほらこうなるわけだ。全くだ。こういう感覚でね、対議会でもいいんだろうかという私は思いが強いけど、どういうもんですか。今、教育長が答弁したから、どうですか、それ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

今ほどのご指摘につきましては、一般質問、また所管の委員会等でも説明をさせていただいたところでございます。

また、今、吉岡議員のご指摘の点についてもご意見として賜って、今後の取り扱いに対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

似たような答弁が少なくとも二、三回続いていると思うんですがね、果たしてそれで、何も議会は二元の、市長とのあれで、二元でこうだからといって、決してそんなものを振りかざす気持ちは全く私は持ってない。そう言いながら、市長答弁も何回かやったけれども、そういう二元代表を大事にしながらか、これから執行をやっていこうという、双方でやってる最中の出来事がこれでしょう。だから私は、しつこいかもしれんけどもう一回聞きたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

繰り返しての答弁はいたしません、市長、最初、お答えいたしましたように議会の基本条例、そういうものは最高規範として制定されたものであります。これらをよく趣旨を理解をいたし、また市もそのように対応してまいります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

この点については、全く不可解、納得もしていませんけれども、またできればいろんな形で取り上げ続けさせてもらいたい、しつこいようだけでも思います。

ちょっと話を変えて、この専門委員会ばかりじゃない所管の委員会、あるいは行政執行の過程で、当然にしていじめ問題に絡めて、いわゆるスポーツ活動というものの、いわゆる学校教育と。社会教育団体によるスポーツ活動と。この辺の、何といたたらいいかな、ふれあいというのか、仕分けの仕方とか、あるいは理論的なものは、私は教育というものがどうのこうのというのは、そこらは得意じゃないけれども、今までのようなやり方、これからのやり方で、果たして、一番大事なところは私はしゃきとしてない、すきとしてないような気がする、今でも。その辺はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答え申し上げます。

学校での部活動、そして社会体育での活動ということについてのすみ分けといたしますか、役割分

担等のことかと思えます。

今は社会体育団体と学校と、そして教育委員会が入っての三者でルールを決めております。そのルールの最初のページには、中学生を主として、中学生を真ん中に置いた図が記されております。中学生のために社会体育団体と学校が、そして行政が何をできるのかということを中心に、今ルールづくりをしております。

そこで、今、子供たちに対して学校が何をすべきか、どこまでするのか、社会体育団体が何をするのかということについて、今、ルールを定めているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

今、ルールを定めているというんだけど、この問題はもう相当やってきましたよね。その辺もっとしゃきっとしてあれですか、教育委員会いろんな批判もありますよ。具体的な例は、今回の一般質問の中でもいろいろ指摘されてきたとおり、私はこの各議員の指摘というのは、非常に的を射たと思っておるんですけど、それは私、二度、三度言う必要はない。そういうことがあった上で、なおかつ今のような答弁で、まだいいんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

お答えいたします。

いじめ問題専門委員会からも厳しくご指摘をいただいておりますし、また、今回の議会でも皆さんからご意見をいただいております。それぞれにつきましては、私ども真摯に受けとめておりますし、提言に沿ってこのルール案を、今、三者で協議をしているところでございます。いじめ問題専門委員会の報告書については、非常に重く受けておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

私の思いを一言言わせていただくと、そういう真摯に三者で、それはそれで結構なんです。

ただ、基本の根っこの、また根っこのところで、学校教育法による、いわゆるスポーツ、そういったものと、社会体育団体的なものによるスポーツ、この辺に対するきちっとしたけじめとか、そういったものは、しっかりしてないと私思う。これは答弁要りません、同じような答弁するだろうと思うから。それだけはっきりさせていただきたい。

それから、話があっちこっち前後しますけれども、この質問通告書では、22ページの真ん中辺に私出してあるんだけど、二元代表の一方であるまとめとして、市長には市長としての立場、議員には議員としての責務・理念。

そこで、ちょっと聞きたいんだけど、これはコピーとったんですけど、この間配られた、

明らかにされた9月27日付の市議会一般質問に係るお願いというところで、市議会からの最大の提言の場である一般質問の通告ということで、非常に何か、どうなんでしょうね、一方的に何か議員さんが教えてもらってるような、おい、議員さん方、おまえちゃ、これわかってくれやと、そういうふうに俺が思ったんです、これ。だから、こういうことを言うんなら、その前に市長を初め今回の一連の一般質問でも、非常にそういう場面があったと思うんだけど、聞いても聞いてもわからないという感じの一般質問の場面があった。一方でそういうこともあるんですよ。だから、一方的に、おい、おまえちゃの書き方がこうだ、ああだなんて、私はあそこまで言う必要ないと思ってるんです。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

我々は、やはりいろんな事業を行ってまいっております。そういう中において、議員の皆様方からいろいろご指摘やご意見をいただきます。一般質問の中でお答えさせていただきたい、より丁寧にお答えしたいわけですが、やはりその辺が大枠で来ると大枠の答えになってしまう。やっぱり核心について述べていただくと、核心についてお答えさせていただく。内容については、今はおわかりにならないとか、不明だということはあるかと思いますが、我々としていたしましては、誠心誠意、皆様方にお答えしていきたいという気持ちでお願いをさせていただいたわけでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

市長、それは言い回しで、それはそれで決して頭からけしからんというわけじゃない。でもこんなものを出して、それで、ようおまんたという、それは私はないよと、はっきり言わせていただきたいです。これやってれば、また切りがないと思うんで。

全体に私、あと8分しかないんですけれども、まとめと言っちゃあれだけれども、私、今回取り上げたのは、その議会基本条例との関連でやったものですから、ちょっと私、原稿書いてきたんだけど、議員・議会と市長・行政、二代表とはいいますが、当然のごとく、そこには大きな問題がある。例えば実務遂行能力、あるいは情報集積能力、人的・物的対応能力、これ3つ取り上げて、年間500億から金を動かしていく。あるいは、ごみ資料といたって、例えば今回、私、市民厚生常任委員会でごみ資料、本当にいっぱいことこんないっぱい、ちょっと1つ持ってきただけでもこんなにもある。これ大変なんです。つくるといって、普通に今さっきいったように500人からの職員を抱えてやれば、力はある。だけど、議員なんていうのは、1人で何でもこなしてるわけでしょ、普通は。物すごい力がない、そういう意味で。

そういう中で、私はその辺も考えながらということは伏線として張っときたいんだけど、議会と市長の間でも、これははっきりしとると。ましてや普通の一般市民となると、なおさらその差は歴然だと思うんです。そこにはお上に依存せざるを得ない、時には追従せざるを得ない民の姿と

いうものがある。あるいは、ないではないと思う。それがお任せに走らざるを得ないということもあるでしょう。こういった現実を二元代表の根っこが抱えてるんだということを、私はこの際、はっきり言わせていただきたい。それで、行政を進めていく主役は、私たち市民一人一人、それが二元代表の根っこの根っこなんです。単に行政事務処理遂行だけが問題ではありません。まずはその根っこを、理念を目指すべき行政のあり方をしっかり確かめることが肝要だと。そこを私ははっきり申し上げたい。

それで、今回の一般質問で、例えば1つの例ですけれども、会計のあり方、市の監督のあり方を問うている際に、市側答弁で10年前を調べてどうするのかと、全てを出しているのに出せ出せと言われてもと、こういうような場面がありました。間違いなくあった。そして、私に言わせれば予算にしる決算にしる、もう可決あるいは認定しているのではないかと。可決・認定したのは誰だ、議会じゃないかと。なのにという受けとめ方が、その裏にあるのではないかと、そういうふうにも考えることもあるんです。おまえちゃ認定・可決していて、今さら何だよと。いやそういうもんじゃないと思う。そのとき、そのときいろいろな問題があった場合は、確かに反対・慎重な動きがあっても多数決で決まってきたもんで、決まったんです、それは確かに多数決で。決まったもんは決まった。が、時には、その状況の流れの中で、その事象に対して、これは見直してみるべきだ。あるいは洗い直してみるべきだ。そういうことを出し合い、道を明らかにする。つくり直していくことこそが、二元代表の双方の果たすべき私は役割だと思ってるんです。力はないなり、数は少ないなり、それが役割・役目、そこをしっかりとさせ合いながら進もうじゃないかということを改めて訴えさせていただきたい。

ことし6月の16日号の週刊ポスト、私見て驚きました。あの森・加計一連の問題を捉えて思想家・作家である山本七平氏が空気の研究を軸にして、今の政治・行政、あるいはあり方、そういうものを特集していました。私はその1年前に、市長もご存じだと思うけれども、3月の議会で、この空気の研究を軸にして同じことを私言わせてもらったのをまざまざと思い出しました。右へ倣え、みんなで渡ればの流れに対し、それおかしきよなどと物を言おうとする際にそんな動きを封じ込めるための殺し文句が、空気を読めない困ったちゃんか、こういう呼ばわりするものが現にあるわけだ。チェック機能を果たそうとするときには、ポイントは私はここだと思っんです。何かを言おうとすると、おずおずでもいいから、ぶつぶつでもいいから物を言う。私なんかいつも本当にぶつぶつと聞こえるかもしれない。けれども、言わせてもらっております。そういったものに向き合えるかどうか、正していく、それこそを勇気を我々みんなが持っているからと、私は思っんです。このことをせつかくのこういう場を与えてもらってるから言わせてもらいます。あるいは、これまで言ってきたこと、ずっと前から言ってきたことを言い続けることは、あるいは釈迦に説法と言われるかもしれません。その辺は意のあるところをよろしく願いをいたしたいと思っんです。

ただ、それにしても、それが何を今さら、さっきも何回か取り上げましたけど、何を今さら、あるいはほかの議員さん方も捉えてる場面があったんですが、何を今さら、そんなことを言われたって、いつまでもそんなこと。そういうふうになってはいけない、してはならないんだと私は思っんです。市長を初め皆様、行政のベテランを前にして生意気、立った姿勢で言わせてもらいますけど、本当にしてはいかん。せつかくの議会基本条例です。高らかにうたいあげたんです、二元代表を。それが、いわゆる民、民衆、一人一人民衆であれ、あるいはお上、これは市長であれ、総理大臣で

あれ、何でもそうだけれども、あるいは役人とか役所の側というか、そういうものであれ、お上であれ、民であれ、あるいはそれが少数であれ、多数であれ、弱かろうが、強かろうが、一人一人の市民の思いを出し合う、ぶつけ合う場、その機会、議会というところで行政かくあるべしの考えをぶつけさせていただきました。意のあるところは受けとめていただきたい。あと私は1分しかありませんけれども、何か思いがあったら市長、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

吉岡議員の考え、お気持ちは十分に理解をさせていただきました。我々といたしましても決して議員お一人お一人は弱いとは思っておりません。市民の付託を得た市民の代表であるわけですので、それをしっかりと受けとめ、お答えをさせていただきたいと思ひますし、またご説明をさせていただきたいと思つる次第でございますし、その辺をご理解いただきたいと思ひますし、我々はやはり最高規範として、皆様方がおつくりになった議会基本条例は、しっかりと受けとめていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、我々といたしましても、皆様方のご理解の上で執行させていただきとるといふことも改めてご報告させていただきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

どちらかという、さっきぶつぶつとかと言ひましたけれど、私は悶々をしておるほうですけども、今の市長の答弁は非常にやはり明解で、こと議会基本条例に関しては、明解であつたと私も思ひしております。願わくば、こういつた機会にこういつたことを言わせてもらひ私も本当にありがたい。けども市長を初め皆さんも、こういつたぶつぶつを肝に銘じていただきたい、そういつたお願ひを改めて、何回も同じようなことを言つて本当にしつこいかもしらんけれども、このことだけを皆様に訴えて、非常に私はいい時間を与えてもらったと。今の市長答弁、何もおだてるわけじゃないけれども、そういうふうには私は受けとめました。

ということで、皆さん頑張つていただきたい。こちら、議員も一人一人が選良に選ばれた代表であります。頑張るはずで、頑張らましよう。

以上で終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、吉岡議員の質問が終わりました。

これもちまして一般質問を終結いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

+

〈午前 11 時 44 分 散会〉

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+